

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第 8 号

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 所得税額等 基準年分の所得税額及び基準年度分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7、附則第5条第3項又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。）をいう。</p> <p>（5） 基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月に行われるものについては、その前々年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の3第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額）をいう。</p> <p>（6）及び（7） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 所得税額等 基準年分の所得税額及び基準年度分の市町村民税の所得割額（<u>当該所得割額について地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7又は同法附則第5条第3項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては、当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。</u>）をいう。</p> <p>（5） 基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月に行われるものについては、その前々年の分の所得税額（<u>当該所得税額について所得税法（昭和40年法律第33号）第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額</u>）をいう。</p> <p>（6）及び（7） 略</p>

(8) 総合事務所長 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長のうち、被措置者等の住所地を所管するものをいう。

(負担命令)

第3条 総合事務所長は、県が医療の給付を行う場合には、その被措置者等に対し、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(その額が当該医療給付について県及び被措置者等がその委託医療機関に支払うべき費用の総額を超えるときは、当該費用の総額。以下「負担金」という。)を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

2 前項の場合において、医療の給付を受ける者が同一生計内に2人以上いるときは、総合事務所長は、同項の規定にかかわらず、別表に定める被措置者等が支払うべき負担金の額が最も多額となる者については同表に定める額の全額を、その他の者については同表に定める額の10分の1に相当する額(10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。

(1) 被措置者等が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯の世帯員である場合

(2)及び(3) 略

(負担金の決定資料の提出)

第4条 医療の給付を受ける者の保護者(児童福祉法第6条の保護者をいう。)は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

(1) 前条第3項第1号に該当する場合 被措置者等が、生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明

(負担命令)

第3条 知事は、県が医療の給付を行う場合には、その被措置者等に対し、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(その額が当該医療給付について県及び被措置者等がその委託医療機関に支払うべき費用の総額を超えるときは、当該費用の総額。以下「負担金」という。)を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

2 前項の場合において、医療の給付を受ける者が同一生計内に2人以上いるときは、知事は、同項の規定にかかわらず、別表に定める被措置者等が支払うべき負担金の額が最も多額となる者については同表に定める額の全額を、その他の者については同表に定める額の10分の1に相当する額(10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号に該当する場合には負担金の支払を要しないものとする。

(1) 被措置者等が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯の世帯員である場合

(2)及び(3) 略

(負担金の決定資料の提出)

第4条 医療の給付を受ける者の保護者(児童福祉法第6条の保護者をいう。)は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

(1) 前条第3項第1号に該当する場合 被措置者等が、生活保護法による被保護世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書

書

(2)~(4) 略

2 総合事務所長は、前項の規定による証明書等の提出がないときは、所得税額等について必要な調査を行うものとする。

(支払額等の決定)

第5条 総合事務所長は、前条第1項の規定により提出された証明書等又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、負担金を支払うべき者(以下「支払義務者」という。)及び当該支払額を決定し、支払期限までにその額を委託医療機関に支払うべき旨の命令(以下「負担命令」という。)を行うものとする。

2 総合事務所長は、負担命令を行ったときは、委託医療機関に当該負担命令の内容を通知するものとする。

(支払額の変更等)

第6条 総合事務所長は、前条第1項の支払額がその支払義務者の負担能力に対し過重であると認めるときその他必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、当該支払義務者の申請又は職権により、支払額を減額し、又は負担金の支払を要しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。

2 略

3 総合事務所長は、第1項の規定により減額等を行うと決定したときは、負担命令の変更又は取消しを行うとともにその旨を医療機関に通知し、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該支払義務者に通知するものとする。

別表(第3条関係)

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金の月額	
	入院	外来
略		
生計中心者の基準年の所得税額が5,000円以下の場合	略	
生計中心者の基準年の所得税額が5,001円以上15,000円以下の場合	略	
生計中心者の基準年の所得税額が15,001円以上40,000円以下の場合	略	
生計中心者の基準年の所得税額が	略	

(2)~(4) 略

2 知事は、前項の規定による証明書等の提出がないときは、所得税額等について必要な調査を行うものとする。

(支払額等の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された証明書等又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、負担金を支払うべき者(以下「支払義務者」という。)及び当該支払額を決定し、支払期限までにその額を委託医療機関に支払うべき旨の命令(以下「負担命令」という。)を行うものとする。

2 知事は、負担命令を行ったときは、委託医療機関に当該負担命令の内容を通知するものとする。

(支払額の変更等)

第6条 知事は、前条第1項の支払額がその支払義務者の負担能力に対し過重であると認めるときその他必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、当該支払義務者の申請又は職権により、支払額を減額し、又は負担金の支払を要しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。

2 略

3 知事は、第1項の規定により減額等を行うと決定したときは、負担命令の変更又は取消しを行うとともにその旨を医療機関に通知し、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該支払義務者に通知するものとする。

別表(第3条関係)

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金の月額	
	入院	外来
略		
生計中心者の基準年の所得税額が10,000円以下の場合	略	
生計中心者の基準年の所得税額が10,001円以上30,000円以下の場合	略	
生計中心者の基準年の所得税額が	略	
生計中心者の基準年の所得税額が30,001円以上80,000円以下の場合	略	
生計中心者の基準年の所得税額が	略	

40,001円以上70,000円以下の場合		80,001円以上140,000円以下の場 合	
生計中心者の基準年の所得税額が 70,001円以上の場合	略	生計中心者の基準年の所得税額が 140,001円以上の場合	略
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。